

## 大仙市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱

### （趣旨）

第1条 この訓令は、大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱（平成22年大仙市訓令第 号。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、市が発注する建設工事について条件付き一般競争入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

### （対象工事）

第2条 条件付き一般競争入札の適用対象工事は、大仙市入札契約資格等審査実施要綱（平成21年大仙市訓令第7-1号。以下「入札契約実施要綱」という。）別表1に掲げる工事のうち、入札に付すものとする。ただし、特に契約担当者が認める場合は、別表1に掲げる工事以外の工事であっても適用することができる。

2 契約担当者は、前項の適用対象工事が災害その他の理由により緊急を要する工事その他特殊な工事であって条件付き一般競争入札によりがたいと認められる場合は、前項の規定にかかわらず指名競争入札によることができる。

### （入札の公告）

第3条 条件付き一般競争入札の公告は、秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の入札情報サービスにおいて掲示することにより行う。

### （入札参加資格）

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札契約実施要綱第6条に規定する大仙市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。

- (4) 当該工事に対応する工種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
  - (5) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、大仙市建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止又は低入札調査基準価格を下回った入札に係わる取扱要領の規定による入札参加制限の措置を受けていないこと。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (7) 大仙市税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
  - (8) 大仙市公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第3に基づく利用者登録を行っていること。
- 2 契約担当者が必要があると認めるときは、前項各号に定めるもののほか、入札参加資格として次の事項に係る要件を定めることができる。
- (1) 当該工事に対応する工種に係る入札契約実施要綱第9条の規定による等級格付
  - (2) 建設業法第3条に規定する営業所の所在地
  - (3) 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可
  - (4) 当該工事と同種の工事の施工実績
  - (5) 当該工事における配置予定技術者の資格及び工事経歴
  - (6) 当該工事に対応する工種に係る建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出される直近の総合評定値
  - (7) 地域貢献活動の認定の有無
  - (8) その他当該工事に関して必要と認められる事項
- 3 特定建設工事共同企業体の入札参加資格については、前2項の規定に準じて構成員の要件を定めるとともに、大仙市特定建設工事共同企業体取扱要綱（令和5年大仙市訓令第6号。以下「JV取扱要綱」という。）に基づき構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。

（入札参加資格の決定）

第5条 工事ごとに定める前条の入札参加資格は、入札契約実施要綱に定めるところにより、大仙市入札契約資格等審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て決定する。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 仕様書、図面、契約事項、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスにより行う。

2 設計図書等に対する質問及び回答は、電子入札システムにより行うものとし、契約担当者は質問の受付及び回答の期限を公告において明らかにするものとする。

3 現場説明会は、原則として行わない。

（入札参加資格の確認申請）

第7条 契約担当者は、入札参加者が入札参加資格を有することを確認するため、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる書類（（2）から（7）までの書類については公告において提出を求めた場合に限る。以下「確認申請書等」という。）を入札前の所定の期限までに提出させるものとする。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 建設業許可通知書の写し
- (3) 直近の総合評定値通知書の写し
- (4) 同種工事の施工実績（様式第2号）及びその添付書類
- (5) 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式第3号）及びその添付書類
- (6) 配置予定技術者の現況（様式第4号）
- (7) その他契約担当者が特に必要と認める資料

2 前項の確認申請書等は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、電子入札運用基準第9の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。

3 特定建設工事共同企業体に発注する工事にあつては、第1項の確認申請書等

のほか、JV取扱要綱に定める特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及び誓約書（以下「JV申請書等」という。）を提出させるものとする。

- 4 確認申請書等を既に提出した者が、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を提出させ、開札後にあつてはその旨を速やかに報告させるものとする。

#### （入札保証金）

第8条 入札保証金は免除するものとし、契約担当者はその旨を公告において明らかにするものとする。

#### （見積内訳明細書の提出）

第9条 入札書の提出に当たっては、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。

- 2 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

#### （入札の執行）

第10条 入札書は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、電子入札運用基準第9又は第10の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。この場合において、入札書を持参し提出した者については開札に立ち会わせるものとする。

- 2 入札執行回数は、1回とする。（ただし、予定価格の事前公表を行わない場合にあっては2回までとする。）
- 3 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する入札は、執行しないことができる。
  - (1) 特定建設工事共同企業体に発注する工事の入札
  - (2) 1者入札が頻繁に発生している工種の工事の入札
  - (3) 分離・分割発注において、一の工事の落札候補者となり、他の工事の入札

- に参加できない者を除いた結果、入札参加者が0者又は1者となる工事の入札
- 4 前項のただし書きに該当する入札については、あらかじめ公告において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 基本要綱第12条第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 電子証明書を取得していない者のした入札
- (4) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (5) 見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
  - ① 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
  - ② 建設工事の件名の記載がないもの
  - ③ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
  - ④ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (6) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定方法)

- 第12条 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- 2 入札執行者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、委員会の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。
- 3 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、

入札執行者は、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

- (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
  - (2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき
- 4 第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であって次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は第1項後段の方法により決定された最上位者。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。
- 5 落札者が決定するまで、前3項の手続を繰り返すものとする。

（入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等）

- 第13条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした競争入札参加資格確認結果通知書（様式第6号）を速やかに通知する。
- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（大仙市の休日を含む。以下「休日」という。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。
- 3 前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第2項の委員会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含む。）以内に書面により回答するものとする。
- 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあって

ては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。

- 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

(落札決定後の書類提出等)

第14条 落札者が決定したときは、契約担当者は、落札者に対し、大仙市税に滞納がないことを証する書面、社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面及びJV申請書等（特定建設工事共同企業体に発注する工事であって落札者が当該書類を電子入札システムにより提出した者である場合に限る。）を速やかに提出させるものとする。

- 2 落札者が他の工事の入札において先に落札者となったことにより確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

- 3 前項によるほか、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

- 4 落札者は建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生する恐れがあると認められるときは、落札決定から契約締結までに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のための必要な情報と併せて通知書（様式第5号）を提出すること。

- 5 前3項については、公告において明らかにするものとする。

(補則)

第15条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

2 総合評価落札方式試行要綱に基づき総合評価落札方式を適用して条件付き一般競争入札を実施する場合における入札参加資格の確認、技術提案等の審査及び落札者の決定の手続については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成27年4月20日から施行する。

附則

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。